

豊中市PTA連合協議会 会則 (赤字が削除、青網掛けが追記)

第1章 名 称

第1条 本会は豊中市PTA連合協議会と称する。

第2章 事務局

第2条 本会の事務局は豊中市教育委員会事務局社会教育課内におく。

第3章 目 的

第3条 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 本会に所属する単位PTA相互の連絡調整を図り、単位PTA並びに豊中市PTA全体の健全なる発展に寄与する。
- (2) 豊中市立学校並びに地域社会の教育環境の向上に努める。
- (3) 教育問題について、本会に所属する単位PTAの会員の関心を深めると同時に、家庭教育の振興を図る。

第4章 方 針

第4条 本会は次の方針に基づいて活動する。

- (1) 単位PTAの自主活動を尊重し、相互の啓発と親善を図る。
- (2) 本会は教育を本旨とする自主独立のものであって、他の団体からの支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とする行為は行わない。

第5章 活 動

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 会議や研修等の活動によってPTA会員に研修と相互研鑽の機会を設けるとともに、相互の親睦を深める。
- (2) 単位PTAが抱える広域的な問題等について協議し、関連する団体や機関と懇談等を行い、その解決に努める。
- (3) 国や自治体に働きかけ、学校教育の充実並びに地域教育環境の整備充実を図る。
- (4) 青少年の教育と福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
- (5) 各種調査研究、情報交換、また資料作成とその提供を行う。
- (6) その他、目的達成のために必要な活動を行う。

第6章 構 成

第6条 本会は豊中市立小学校、中学校、義務教育学校のPTAをもって構成する。

第7条 各単位PTAは本会の目的達成のため互いに努力するものとする。

第7章 代議員

第8条 本会は所属する単位PTAの会長を代議員とし、総会を構成する。

第9条 代議員の任期は毎年5月1日から翌年4月末日に至る1年間とする。ただし、各単位PTAにおいて新年度代議員が選出されるまでは、その任にあたる。

第8章 役員・顧問

第10条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長兼会長代行 2名
- (3) 副会長兼書記 1名
- (4) 副会長兼会計 1名
- (5) 副会長 ~~7名~~+若干名

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を統括する。ただし、本会の代表権及び常務の一部について、会長の選任する役員にその処理を委任することができる。また会長は、総会、役員会を招集し、各協議会、~~各委員会~~、各種会合や事業の報告を受ける。
- (2) 会長代行は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理を務める。また、会長代行2名はそれぞれブロック協議会担当副会長、委員会担当副会長とする。
- (3) 書記は本会の議事並びに本会の活動に関する事項を記録、保管する。
- (4) 会計は本会の会計事務にあたり、総会において会計報告を行う。

第12条 本会は前年度の役員の中より若干名の顧問をおくことができる。

第13条 役員並びに顧問の任期は、毎年5月1日から翌年4月末日に至る1年間とする。ただし、新年度役員並びに顧問が選出されるまでは、その任にあたる。

第9章 役員・会計監査委員の選出

第14条 本会の役員・会計監査委員の選出は次の方法によって行う。

- (1) 各ブロック協議会においてブロック長及び副ブロック長を互選する。
- (2) 各ブロック長及び副ブロック長に前年度役員若干名を加えて役員選出委員会を構成し、役員を互選する。ただし、委員長には前年度会長があたる。
- (3) 役員選出委員会において、単位PTAの会長または副会長の中から副会長若干名と会計監査委員2名を推薦、指名する。
- (4) 副会長並びに会計監査委員は、役員選出委員会の推薦を受けて会長が委嘱する。
- (5) 役員並びに会計監査委員は総会において承認される。
- (6) ただし、推薦が困難な場合はこの限りではない。

第10章 会議及び組織

第15条 本会はその目的達成のために次の会議及び組織を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(3) 協議会

~~(4) 委員会~~

第11章 総 会

第16条 総会は本会の最高議決機関であり、代議員たる単位PTA会長をもって構成し、参集のほか、書面や電磁的記録等で開催することができる。

第17条 総会は定時総会と臨時総会とし、会長が招集する。

(1) 定時総会

定時総会は毎年3回開催し、役員・会計監査委員の承認、活動計画・予算案の承認、活動報告・決算報告・会計監査報告の承認、その他重要事項の審議を行う。

(2) 臨時総会

臨時総会は役員会が必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の要求があった時には開催することができる。

第18条 総会は代議員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、議決は別に定める事項を除き出席者の過半数によって行う。

第19条 代議員は所属単位PTAの役員その他を代理人として、総会における議決権を委任することができる。

第12章 役員会

第20条 役員会は本会の執行機関として、次の任務を行う。

(1) 総会で決定された事項を執行し、緊急事項はその都度審議、処理する。

(2) 各協議会から提起された議題について審議あるいは協議する。

(3) 各協議会、~~各委員会~~において企画立案された活動計画・予算案、並びに活動報告・決算報告などを検討し、総会に提出する。

第21条 役員会は原則として毎月1回開催し、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合あるいは構成員の3分の1以上の要求があった時は、臨時役員会を開催することができる。

第13章 協議会

第22条 本会は次の協議会を設置する。

○小・中・義務教育学校PTA協議会

ただし、活動を円滑に推進するために、小・中・義務教育学校を6ブロック（北東部・北中部・北西部・東部・西部・南部）に分割して協議会活動を行うものとする。

第23条 協議会は第5条の活動を推進する中で、次の役割を持つ。

(1) 本会与単位PTAの連絡と連携に努め、定例会議を開催して相互の情報交換や諸問題の協議を行い、活動の充実を図る。

(2) 研究会や懇談会等を開催し、その円滑な実行に努める。

第24条 協議会の構成は次のとおりとする。

(1) 各協議会はそれぞれ所属する単位PTAの会長またはその代行者をもって構成する。

(2) 第22条の各協議会に会長1名、副会長若干名をおき、ブロック長がその任にあたる。

第25条 各協議会は原則として月1回定例会議を開催するものとし、ブロック長がこれを招集する。

第14章 委員会

第26条 ~~本会は次の目的にしたがって委員会を設置する。~~

~~—(1) 副会長会~~

~~—P T A活動について情報交換や研修等による相互研鑽を行い、P T Aの組織活性化や事務等の効率化を図る。~~

~~—(2) 広報委員会~~

~~—会員及び関係諸団体に対する広報活動を行い、情報の伝達や意見の交換によって会員相互の理解を深めると共に、研修等を行って会員の相互研鑽に努める。~~

~~—(3) 生活安全委員会~~

~~—児童・生徒の安全や生活環境の良化などについて、各単位P T A及び地域の関係団体や機関と連携して取り組むとともに、安全互助制度の運用を行う。~~

第27条 会長は役員会の承認を得て、特別委員会を設置することができる。

第28条 ~~委員会の構成は次のとおりとする。~~

~~—(1) 副会長会~~

~~—各単位P T Aの副会長またはその代理1名ずつで構成し、委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。~~

~~—(2) 広報委員会~~

~~—各ブロック協議会より推薦された1名ずつの代表者によって構成し、委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。~~

~~—(3) 生活安全委員会~~

~~—各単位P T Aの生活指導委員長またはそれに代わる委員会の委員長で構成し、委員長1名、副委員長1名、書記1名、幹事若干名、理事若干名をおく。~~

~~—なお、上記委員会の委員長、副委員長には本会の役員があたり、書記、幹事、理事は委員会内において互選する。~~

第29条 27条 委員会は委員長、委員会担当副会長が招集し、随時開催する。

第15章 会計

第30条 28条 本会の経費は、会費、補助金、その他の収入をもってまかなう。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第31条 29条 会費は1単位P T Aあたり児童・生徒1名につき年額55円とし、さらに均等割4,000円を加えた金額とする。

第32条 30条 会費は、毎年7月20日までに納入するものとする。

第33条 31条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月末日に終わる。

第16章 会計監査

第~~3-4~~32条 本会の会計を監査するため、会計監査委員2名をおき、その選任は第14条にしたがう。

第~~3-5~~33条 会計監査委員はその年度の会計を随時監査し、その結果を総会において報告する。

第17章 会則の改正

第~~3-6~~34条 本会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第18章 その他

第~~3-7~~35条 本会則に規定のない事項については、役員会においてこれを定める。

附 則

昭和31年11月10日制定

昭和47年12月16日改正

昭和49年12月14日改正

昭和51年 3月27日改正

昭和52年 2月26日改正

昭和55年 5月27日改正

昭和62年 6月 8日改正

昭和63年 3月26日改正

平成 元年 3月25日改正

平成 元年 6月 9日改正

平成 4年 1月 8日改正

平成 4年 3月21日改正

平成 5年 1月 8日改正

平成 5年 4月 3日改正

平成12年 3月25日改正

平成15年 6月21日改正

平成18年 3月25日改正

平成23年 6月11日改正

平成27年 3月21日改正

平成29年 6月10日改正

平成30年 3月17日改正

平成31年 4月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

令和 6年 5月 1日改正